

「介護保険」「旅券事務」における県・市町村の事務連携について

～「県・市町村事務連携作業チーム」検討結果～

1 検討の経過

「介護保険」（17 市町村等）、「旅券事務」（20 市町村）両部会で、市町村の課題を把握しながら連携の方策について検討（部会の開催：各 2 回）

2 部会での議論と今後の対応

（1）介護保険部会 ～地域密着型介護保険事業所の指導・監査の支援～

県による事務の「委託」や「代替執行」ではなく、市町村がこの業務を実施する上での支援を求める意見が多数

<検討結果>

①市町村等の実施体制の充実への支援

⇒【意見を踏まえ実施済】県が実施する実地指導への同行研修や市町村初任者向け研修会の拡充、合同実地指導（市町村指定事業所への県職員の同行）
【引き続き検討】県・市町村間の介護保険所管課等における人事交流

②広域連合による共同処理や連携中枢都市圏・定住自立圏等の枠組の活用

⇒【中長期的な課題】小規模団体からは活用に理解を示す意見がある一方、広域連合の運営面（人、財源等）の課題や、中心市のコスト増の課題があることから、必要に応じ、それぞれの枠組において、効果や負担など取組の必要性を検討

（2）旅券事務部会 ～旅券事務の移譲・集約～

住民の利便性向上のため、旅券申請の窓口で、戸籍書類も合わせて取得できるようなサービス提供と、県と市町村の双方が費用対効果を期待できる圏域単位での移譲・集約とを一体的に検討していくことが重要

<検討結果>

⇒【引き続き検討】（提案）

○南信州地域については、①既に移譲を受けている中核的な市（飯田市）があること、②定住自立圏等の枠組を活用した広域連携による事務処理実績があることから、県（南信州地域振興局）と管内市町村の間で移譲・集約についてモデル的に検討

○他の圏域は、南信州地域における検討状況も踏まえ、今後検討

次期検討テーマについて

1 検討テーマ

○消費生活センターの共同設置

2 選定の理由

- ・消費生活相談等を受ける消費生活センターの設置は、市町村は努力義務となっており、平成 29 年 4 月 1 日現在で、19 市 3 町 4 村が設置している。
 - ・専門的な知識、経験を有する相談員の配置や適切な電子情報処理組織等の設備の配備が必要となるため、特に小規模町村では単独設置が困難である。
- ⇒以上から、消費生活センターの共同設置など広域的取組について検討する。

3 今後の検討方法

県・市町村事務連携作業チームで詳細について協議の上、検討結果を協議の場に報告